平成２４年（フ）第５０１号
相模原市中央区田名2069番地１
債務者　若林　幸子（旧姓成田）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１５号
相模原市中央区田名7221番地２　サンライフモーレアⅡ301
債務者　青木　　薫
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５１８号
相模原市緑区下九沢687番地１
債務者　神谷真由美
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５２１号
相模原市中央区水郷田名１丁目23番14号
債務者　手塚　恵美
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５２８号
相模原市南区大野台２丁目26番13号　ワールドハイムⅠ201号
債務者　鈴木　寿之
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５２９号
相模原市南区大野台２丁目26番13号　ワールドハイムⅠ201号
債務者　鈴木三智子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４７１号
新潟市南区大通黄金６丁目７番地13　エステート黄金Ａ202号、前住所新潟市南区高井東１丁目11番10号　ハイツ高井103号
債務者　橋本めぐみ
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９５号
新潟市東区藤見町２丁目20番22号、前住所新潟市北区新崎１丁目２番４号
債務者　小林　勝利
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９９号
新潟市南区大通黄金７丁目４番地２　黄金ハイツ佐藤201号
債務者　保倉真奈美
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０９号
新潟市南区平成町28番地　メゾンド・セナ102号、前住所新潟市南区西白根11番地４　みどり荘Ｄ棟
債務者　後藤　紀美
１　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９５号
静岡県沼津市大岡1977番地の４　エステートピアメイＡ105号、前住所静岡県駿東郡長泉町竹原374番地の１　シャルマンコーポ竹原207号
債務者　須田　康成
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
静岡県熱海市昭和町13番１号　山田ビル205、前住所静岡県熱海市昭和町19番11号　中村アパート５Ｆ20号
債務者　須藤　文子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
静岡県伊豆の国市長岡401番地の９　フォーブル大村101号
債務者　堀井　昌子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
静岡県沼津市大岡3277番地の７
債務者　岡田　紀子（旧姓瀬戸）
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４６０号
静岡県沼津市双葉町４番21号　横山ハイツ202号
債務者　柏木　　晃
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４２０号
愛知県西尾市吉良町八幡川田カヤハ37番地
債務者　髙部　　弘（旧姓吉岡）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
三重県松阪市船江町530番地６、住民票上の住所三重県松阪市小阿坂町3885番地２
債務者　堀口　俊子
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
津地方裁判所松阪支部